

23日獣発第52号
平成23年5月13日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)の発生を踏 まえた環境省の対応

このたび、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室長から、5月9日付け事務連絡により別紙のとおり島根県松江市における高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)検出に関する情報が提供されるとともに、野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及に関し、「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」(平成22年12月19日環自野発第101219001号、平成23年1月6日付け22日獣発第286号により通知済み。)、「同通知に係る留意事項について」(平成23年1月18日環自野発第110118002号、平成23年1月25日付け22日獣発第301号により通知済み。)及び「同通知の一層の推進について」(平成23年2月22日環自然野発第110222011号、平成23年3月7日付け日獣発第346号により通知済み。)について、再度周知徹底を行い、適切な対応を願いたい旨通知がありました。

つきましては、内容了知の上、あらためて貴会関係者に周知いただくとともに、各都道府県鳥獣保護行政担当部局と連携の上、適切な対応に向けた協力方お願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 松岡

TEL 03-3475-1601

[別 紙]

事 務 連 絡

平成23年5月9日

(社) 大日本猟友会 会長
(社) 全日本狩猟倶楽部 会長
(財) 日本鳥類保護連盟 会長
(財) 日本自然保護協会 理事長
(財) 自然環境研究センター 理事長
(財) 日本野鳥の会 会長
(財) 山階鳥類研究所 理事長
(社) 日本獣医師会 会長

殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

島根県における高病原性鳥インフルエンザ
(強毒タイプ) の発生を踏まえた対応について

今般、島根県において回収された野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（強毒タイプ）が検出されました。

つきましては、野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及に関し、「高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが全国各地で検出されていることに伴う野鳥の監視強化及び野鳥との接し方の普及の徹底について」（平成22年12月19日環自野発第101219001号）、「同通知に係る留意事項について」（平成23年1月18日環自野発第110118002号）及び「同通知の一層の推進について」（平成23年2月22日環自野発第110222011号）について、再度周知徹底を行い、適切な対応をお願いします。

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 山本、根上、千葉
電話03(5521)8285

「節電への御協力をよろしくお願いいたします」

報道各社御中 ← 環境省広報室

(情報提供)

 島根県における高病原性鳥インフルエンザウイルス・
 強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

島根県において回収された野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が、本日鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内について、関係府省や島根県等と連携・協力しつつ、野鳥の監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いいたします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) キンクロハジロの回収地

島根県松江市

(2) 経緯

- ・ キンクロハジロ 1 羽を回収 (3月6日)。簡易検査陰性。国立環境研究所による遺伝子検査は陽性。
- ・ 本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

2 今後の対応

- (1) 発生地周辺 10km 圏内の野鳥の監視を強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)の実施については、現地の情勢を踏まえ関係県と調整した結果、不要と判断。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

平成23年5月9日(月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)

専 門 官：根上 泰子 (内線6474)

担 当：千葉 康人 (内線6473)